

「(仮称) たつの市空家等対策に関する条例(素案)」に関する パブリックコメントの募集結果について

1 パブリックコメントの概要

- (1) 意見募集期間
- (2) 意見提出状況
- (3) 意見の内容(項目別)

P 2

2 パブリックコメントの意見内容

P 3

3 修正一覧表

P 4

令和6年10月25日 公表

まちづくり推進課

「(仮称) たつの市空家等対策に関する条例(素案)」へ

提出された意見及びそれに対する考え方

「たつの市市民意見公募手続(パブリックコメント)実施要綱」に基づき、「(仮称) たつの市空家等対策に関する条例(素案)」についての意見公募を行ったところ、市民の皆さんから貴重なご意見をお寄せいただきました。

提出いただいたご意見について、内容とそれに対する考え方を公表します。

なお、意見については、趣旨を損わないように要約しました。また、今回の「(仮称) たつの市空家等対策に関する条例(素案)」と直接関係のない意見については、市の考えは示していません。

1 パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間 令和6年9月26日(木) ～ 令和6年10月15日(火)

(2) 意見提出状況 1件

(郵送 0件 電子メール 0件 ファクシミリ 1件 持参 0件)

(3) 意見の内容(項目別)

たつの市の空家等対策について(1件)	空家等の要因及び空家等対策について(1件)
--------------------	-----------------------

2 パブリックコメントの意見内容

<たつの市の空家等対策について（1件）>

項目	提出された市民からの意見	件数	考え方
空家等の要因及び空家等対策について	空家の問題は相続問題です。相続問題を解決するためには相当の労力を要します。母方の祖父の空家を相続する際、母以外にも法定相続人（兄弟姉妹）がいたため、弁護士に依頼し問題解決に2年半を費やしました。条例を制定するのも良いが、空家問題の解決には司法手段も検討しなければ、解体除却（行政代執行）ばかりでは、公金が無駄になります。司法手段は空家問題を安価に解決できるものと考えます。所有者等に解体除却の費用を請求しても、所有者等は支払わないと思います。	1	空家等の要因・問題は様々であり、ご意見のとおり「空家等の相続人の分割協議不調」もそのひとつです。しかしながら、相続の問題は民事であり行政は関与できないことから、今後も引き続き空家等の要因・問題については、市広報・ホームページ等、様々な媒体を活用し、積極的に情報の発信に努めていきます。 また、そのまま放置すれば倒壊の危険性のある空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）の規定に基づき、「特定空家等」に認定します。特定空家等に認定された場合は、空家法の規定に基づき、助言・指導・勧告を経て、なお改善がなされない場合は命令を行います。命令に従わない場合は、所有者等の負担において行政代執行を行うことになります。ご意見のとおり所有者等がその費用の負担を行わない場合は、国税徴収法に規定する滞納処分の例により徴収します。 なお、令和5年12月13日に施行された「空家法の一部を改正する法律」に「空家等の管理に関する民法の特例」が規定されました。この規定は自治体が利害関係人にならずとも「空家等の適切な管理のため特に必要があると認めるとき」は、民法に規定する「財産管理制度」を活用することができるというものです。今後、空家等対策を推進する上で、当制度の活用は有効な手段のひとつでもあることから、本市においても他の自治体の事例を参考に当制度の活用を検討していきます。

3 修正一覧表

項目	修正前	修正後	修正理由
修正項目なし			